

第2回検討委員会協議内容

第2回会議でご意見をいただきたい事項になります。

	項目	意見
1	<p>第3条 基本理念</p> <p>資料6 第3条 多様な性のあり方の記述について、意見をください。</p> <p>(1)男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別等による差別的取り扱いを受けないこと及び男女が性別等にかかわらず個人としての能力を発揮する機会が確保されること並びに多様な性のあり方も含めたあらゆる人権が尊重され、配慮されること。 → 等は削除します。</p>	
2	<p>第9条 性別等による権利侵害の禁止</p> <p>資料6 第9条 性的指向、性自認等の公表に関する記述は他市にあまり例がありませんが、いかがでしょうか。</p> <p>2 何人も、性的指向、性自認等の公表に関して、いかなる場合も強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。</p>	
3	<p>第14条 附属機関等における構成員の男女の均衡</p> <p>資料6 第14条 均衡という表現で良いか、意見をください。</p> <p>第14条 市は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員を任命し、又委嘱する場合には、男女の数の均衡に努めるものとする。</p>	
4	<p>第17条 苦情等への対応</p> <p>資料6 2項 多様な性についても対応することを記述しています、いかがでしょうか。</p> <p>(苦情又は相談等への対応) 第17条 市は市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に関し、市民等から苦情又は意見の申出があったときは、適切に対応するものとする。 2 市は、性別若しくは性的指向又は性自認等による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為に関し、市民等から相談の申出があったときは、関係機関と連携し、必要な支援を行うものとする。 3 市長は、第2項に規定する苦情等への対応について必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。</p>	